

令和6年2月文京区議会定例議会追加提案事項

1 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 報酬の額を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容（別表）
 - ア 選挙管理委員会委員長及び識見監査委員
月額290,000円 → 292,800円（2,800円増）
 - イ 教育委員会教育長職務代理者及び選挙管理委員会委員長職務代理者
月額251,000円 → 253,400円（2,400円増）
 - ウ 教育委員会委員及び選挙管理委員会委員
月額231,500円 → 233,700円（2,200円増）
 - エ 議員選出監査委員
月額144,900円 → 146,300円（1,400円増）
- (3) 施行期日 令和6年4月1日

2 文京区職員定数条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、提案する。
- (2) 改正内容（第2条第1項）

ア 区長の事務部局の職員	1,568人	→	1,707人	（139人増）
イ 議会の事務部局の職員	10人	→	11人	（1人増）
ウ 教育委員会の事務部局の職員	213人	→	228人	（15人増）
エ 教育委員会の所管に属する学校の職員	155人	→	159人	（4人増）
オ 選挙管理委員会の事務部局の職員	7人	→	8人	（1人増）
カ 監査委員の事務部局の職員	6人	→	7人	（1人増）
合計	1,959人	→	2,120人	（161人増）
- (3) 施行期日 令和6年4月1日

3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 特殊勤務手当の支給範囲及び額を改めるほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 福祉事務所現業手当の支給範囲及び名称の変更（第2条第2号及び第4条）
福祉事務所現業手当について、支給する職員の範囲を拡大し、当該手当の名称を福祉業務手当に改める。
 - イ 児童相談所業務手当の額の改定（第5条第2項第2号）
児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく業務を行うための家庭訪問等の業務に従事した職員に支給する場合の手当について、従事した日1日につき490円を超えない額から従事した日1日につき950円を超えない額に改定する。
 - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和6年4月1日

4 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定に基づき、職員を派遣することができる団体を追加するため、提案する。
- (2) 改正内容 職員を派遣することができる団体に、一般財団法人道路管理センターを加える。（第2条第1項）
- (3) 施行期日 令和6年4月1日

5 文京区事務手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正に伴い、手数料の徴収項目を追加するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 広域交付制度の開始に伴う規定の整備
戸籍謄本等及び除籍謄本等について、本籍地以外の区市町村において戸籍証明書又は除籍証明書として交付が可能になったことに伴う手数料の徴収項目に係る規定の整備（別表2の項及び4の項）
 - イ 手数料の徴収項目の追加（別表3の2の項及び5の2の項から7の項まで）
 - (ア) 戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料 400円/件
 - (イ) 除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料 700円/件
 - (ウ) 届書等情報内容証明書交付手数料 350円/通
 - (エ) 届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 350円/件
- (3) 施行期日 令和6年3月1日

6 文京区手話言語条例（新規制定）

- (1) 提案理由 文京区における手話言語に関する基本理念その他基本的事項を定めるため、提案する。
- (2) 主な内容
 - ア 目的及び定義
 - イ 基本理念
 - ウ 区、区民及び事業者の責務
 - エ 施策の推進
 - オ 切れ目のない支援
 - カ 福祉及び保健サービスにおける環境整備
 - キ 災害時等における措置
- (3) 施行期日 令和6年4月1日

7 文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例（新規制定）

- (1) 提案理由 文京区における障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する基本理念その他基本的事項を定めるため、提案する。
- (2) 主な内容
 - ア 目的及び定義
 - イ 基本理念
 - ウ 区、区民及び事業者の責務
 - エ 施策の推進
- (3) 施行期日 令和6年4月1日

8 文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 手数料に係る特例の適用期限を延長するため、提案する。
- (2) 改正内容
令和3年6月1日前に食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に係る営業の許可を受けていた者が当該営業の継続のために営業の許可の申請を行う場合において、適用される更新申請手数料の額が改正前の条例に基づく更新申請手数料の額を超えるときは、当該改正前の条例に基づく更新申請手数料の額を適用することとする特例について、適用期限を令和6年3月31日から当該申請が行われる時までに延長する。（付則第2項から第4項まで）
- (3) 施行期日 公布の日

9 文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 本駒込A自転車駐車場に一時利用制自転車駐車場を、春日自転車駐車場に定期利用制自転車駐車場を新設するため、提案する。
- (2) 改正内容（別表第1）
 - ア 一時利用制自転車駐車場の新設
本駒込A自転車駐車場 東京都文京区向丘二丁目37番先
 - イ 定期利用制自転車駐車場の新設
春日自転車駐車場 東京都文京区春日一丁目16番地下
- (3) 施行期日 令和6年6月1日

10 文京区立公園条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 区長が区立肥後細川庭園の管理を行うこととするほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 区立肥後細川庭園の管理主体の変更に伴う規定の整備
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和6年4月1日

11 文京区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 文京区子ども・子育て会議の委員の定数を改めるため、提案する。
- (2) 改正内容
委員の定数の増員（第3条第1項）
「20人以内」 → 「22人以内」
- (3) 施行期日 公布の日

12 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 特定教育・保育施設は、運営規程の概要等の重要事項について、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に掲示するだけでなく、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととする。（第23条）
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(2)イについては、公布の日

13 文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 放課後児童健全育成事業者に対し、利用者の安全の確保を図るための安全計画を策定し、当該計画に従って必要な措置を実施すること等を義務付けることとする。（第6条の2）
 - イ 放課後児童健全育成事業者に対し、利用者の移動のために自動車を運行するときは乗降時の点呼等による所在確認を行うことを義務付けることとする。（第6条の3）
 - ウ 放課後児童支援員になることができる者に、その業務に従事することとなった日から起算して1年を経過する日までに知事等が行う研修を修了することを予定している者を加える。（第10条第3項）
 - エ 放課後児童健全育成事業者に対し、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずること等について努めさせることとする。（第12条の2）
 - オ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和6年4月1日

14 令和5年度文京区一般会計補正予算

15 令和5年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

16 令和5年度文京区介護保険特別会計補正予算

17 令和5年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算